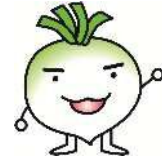


昭和区マスコット使用規程



(趣旨)

第1条 この規程は、昭和区マスコット「ショウちゃん」(以下「マスコット」という。)が次の各号のいずれかに沿って適正に使用されるよう、使用にあたっての取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

- (1) 昭和区のPRにつながることを
- (2) 名古屋市昭和区役所の事業又は区役所の認めた関連事業を推進することを
- (3) その他昭和区政の発展に資すると認められることを

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 商品…販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。
- (2) 景品…商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。
- (3) 広告…商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

(景品・広告宣伝など商品以外を目的とした使用の申込)

第3条 景品・広告宣伝など商品以外の用途でマスコットを使用する場合は、昭和区マスコット使用申込書(様式第1号)を名古屋市昭和区長(以下「昭和区長」という。)に提出し、その承認を受けること。また、承認を受けた内容について変更しようとする場合も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合は
- (2) 昭和区内の町内会などの自治会及びこれに準ずるその他の地域団体が使用する場合は
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合は
- (4) 報道関係機関以外(機関紙や地域広報紙など)で、昭和区長が、その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合は
- (5) 第4条にしたがい、昭和区長より承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合は
- (6) その他昭和区長が別に定めた場合は

(商品の製造及び販売を目的とした使用承認の申請および変更の申請)

第4条 商品の製造及び販売を目的としてマスコットを使用しようとする者は、昭和区マスコット使用承認申請書(様式第2号)、商品デザインシート(様式第3号)及び事業の概要がわかる書類等を昭和区長に提出し、その承認を受けること。

2 前項の承認を受けた者が承認を受けた使用の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ昭和区マスコット使用内容変更申請書(様式第4号)を昭和区長に提出し、その承認を受けること。

3 第1項の規定により承認する使用期間は2年間を限度とする。使用期間以降も継続

して使用を希望する場合は、改めて第1項に定める書類を昭和区長に提出し、その承認を受けること。

(使用の承認)

第5条 昭和区長は、前2条の申込書又は申請書を受理したときは、その内容を審査する。その結果使用を承認する場合は、第3条の申込に対しては昭和区マスコット使用承認書(様式第5-1号)を、第4条の申請に対しては承認番号を付した昭和区マスコット使用承認書(様式第5-2号)を交付するものとする。この場合において、昭和区長は、必要があると認める場合にはマスコット等の利用方法その他について条件を付することができる。

2 昭和区長は、前条第2項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、使用の内容変更について承認する場合は、マスコット使用変更承認書(様式第6号)を交付するものとする

3 マスコットの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、昭和区長はこれを承認しないこととし、マスコット使用不承認通知書(様式第7号)を交付するものとする。

(1) 昭和区及び名古屋市のPRという趣旨に反する恐れがある場合

(2) 昭和区もしくは名古屋市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合

(3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合

(4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合

(5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合

(6) 名古屋市の事業又は名古屋市の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合

(7) マスコットを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合

(8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合

(9) その他、承認することが不適当と認められる場合

(使用承認後の手続き)

第6条 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認を受けた商品等の完成品を公にする前に、当該物品を昭和区長に提出するものとする。ただし、物品の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に替えることができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用し、昭和区長の指示するデザインガイドラインに従うこと。

(2) 第5条の使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(3) マスコットを用いた商品等への使用及び当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合は、承認番号(「名古屋市昭和区 ショウちゃん #●●●」又は「showa ward nagoya city shochan #●●●」)を、その商品、包装、広告等に必ず明示

すること。

- (4) マスコットのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (5) J A S 法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (6) 当該使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、名古屋市は一切の責任を負わない。

(使用承認の取消)

第 8 条 昭和区長はマスコットの使用が使用承認基準及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2 昭和区長は、前項の規定により承認を取り消されたものに対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

3 昭和区長は、承認を得ずにマスコットを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

4 取消し等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。

(使用料等)

第 9 条 使用承認を受けた者に対するマスコットの使用料は無償とする。

(損失補償等の責任)

第 10 条 名古屋市は、マスコットの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(事務)

第 11 条 この規程に関する事務は、昭和区役所区政部企画経理課が行う。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるものの他、マスコットの取扱いについて必要な事項は、昭和区長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 9 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 23 日から施行する。

昭和区長 様 (取扱：名古屋市昭和区企画経理課)

【住所】〒466-8585 名古屋市昭和区阿由知通3-19

【TEL】052-735-3872 【FAX】052-733-5534

【E-mail】shochan@showa.city.nagoya.lg.jp

昭和区マスコット使用申込書

申込者	団 体 名	
	代 表 者 名	
	担 当 者	
	住 所	
	電 話 番 号	
	F A X	
	メールアドレス	

◎マスコットイラスト使用申込（無償配布物・掲示物等）

下記のとおり申し込みます。イラストの使用にあたり、名古屋市昭和区が定める「昭和マスコット使用規程」及び「デザインガイドライン」を遵守します。

使用媒体	
発行(製作)数	
使用期間	年 月 日 () ~
使用目的	
使用イメージ	※デザイン案や過去に作成したチラシ等、実際に使用する際のイメージが分かるものを添付してください。
送付を希望するデータ形式	☐ JPEG ☐ イラストレータ ☐ 両方 ☐ 既に持っているので不要 ※データは記載いただいたメールアドレスにお送りします。記録媒体への提供を希望される方は、該当の記録媒体をご持参ください。

昭和区マスコット使用承認申請書

年 月 日

名古屋市昭和区長 様

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者職
代表者氏名

昭和区マスコットを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

名称(※商品名への「ショウちゃん」の使用はできません)			
申請する商品の種類	種類	合計点数 (色違い・用量違いなども1点でかぞえる)	点
具体的な内容 (販売価格・製造予定数・販売場所・販売先等 詳しく記載)			
使用期間(2年以内)	年 月 日から 年 月 日		
連絡先	担当者名: 電話番号: FAX: E-MAIL:		

- 添付書類
- (1)使用する物件(商品)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)
 - (2)企業、団体等の概要書(パンフ等) 個人の場合はプロフィール

＜商品が食品の場合、以下も記入＞

添付書類の有無 (添付したものすべてに○)	食品衛生法上の営業許可証の写し	販売先一覧
加工食品の製造場所	1 愛知県内	2 愛知県外
販売場所(いずれかに○をつけ販売場所を詳しく記載)	1 名古屋市内 3 その他:	2 名古屋市内および市外

(以下、太枠で囲んだ部分に必要事項を記入してください)

☐新規 ☐再提出(回目) ※1

承認 No.	企業、団体名	商品名	記入日
			年 月 日
商品説明			
素材		商品種類・品種	
製造地住所 ※2		製造数(総数)	
サイズ		その他	

商 品 / パッケージ / 副資材 の デザイン

[illegible]

名古屋市昭和区企画経理課 使用欄			
審査結果	☐ 承認 ☐ 不承認 ☐ 要修正		承認日
	備考(修正指示事項等)		年 月 日
	企画経理課長	企画経理課	

—商品デザインシート—

<必ず、様式第1号使用承認申請書とセットで提出してください。>

(以下、太枠で囲んだ部分に必要事項を記入してください)

(記 入 例)

☒ 新規

☐ 再提出(回目) ※1

※1 見本制作時に不具合が発生した等で、デザインを変更した場合には、左上「再提出」にチェックを入れ、「備考」欄に理由をご記入ください。

承認 No.	企業、団体名	商品名	記入日
	●●●●	えんぴつ(ショウちゃん柄入り)	令和●●年●●月●●日
商品説明			
素材	丸軸、軸/木の端材100%	商品種類・品種	文具(えんぴつ)
		製造数(総数)	●●●個
製造地住所 ※2	名古屋市 ○○区 ▼▼町 ○○番	その他	
サイズ	●●●mm*◆◆mm		

※2 食品へショウちゃんのデザインを使用できるのは、製造地が愛知県内の場合または販売地が名古屋市内の場合に限ります。県内で製造すれば全国で売ることができます。また、県外で製造する場合は、市内でのみ売ることができます。

商 品 / パッケージ / 副資材 の デ ザ イ ン

*デザイン画等、具体的にデザインが分かるものを描画もしくは添付してください。その際、商品とキャラクター等のサイズを表記して下さい。

備考

名古屋市昭和区企画経理課 使用欄			
審査結果	☐ 承認 ☐ 不承認 ☐ 要修正		承認日
	備考(修正指示事項等)		年 月 日
	企画経理課長	企画経理課	

昭和区マスコット使用内容変更申請書

年 月 日

名古屋市昭和区長 様

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者職
代表者氏名

年 月 日付け承認第_____号で承認を受けた昭和区マスコットの使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	前回の承認を受けている申請内容 (すべてお書きください)	変更をする内容 (変更がある部分のみ詳しく記載)
名称 (商品名には「ショウちゃん」は使用できません。)		
大きさ・デザイン・形 などの変更		
数量・販売先・その他の 変更		
追加する点数		点
使用期間(2年間)		
担当者 氏名 電話番号		

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初の使用承認書(使用許可書)の写し(コピー)

昭和区マスコット使用承認書

年 月 日

(申込者) 様

名古屋市昭和区長 (氏 名)

年 月 日付けで申し込みのありました昭和区マスコットの使用について、承認します。
なお、使用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- ① マスコットを、承認を受けた使用媒体に掲載することができます。マスコットを掲載した使用媒体を公にする前に、完成品（困難な場合は写真等）を昭和区役所へ提出してください。
- ② 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、名古屋市は一切の責任を負いません。
- ④ 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申込書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥ 使用者が、上記の警告に応じない場合は、承認の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦ 承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することはできません。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、名古屋市は一切の責任を負いません。
- ⑧ マスコットの適切な使用を図るため、使用の状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨ 昭和区マスコット使用規程は、必要に応じて変更することがあります。

昭和区マスコット使用承認書

承認第 号
年 月 日

(申請者) 様

名古屋市昭和区長 (氏名)

年 月 日付けで申請のありました昭和区マスコットの使用について、承認します。
なお、使用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- ① マスコットを、承認を受けた物件のデザインとして使用することができます。ただし、マスコットを用いた商品等への使用及び当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合は、承認番号(「名古屋市昭和区 ショウちゃん #●●●」又は「showa ward nagoya city shochan #●●●」)を、その商品、包装、広告等に必ず明示してください。また、完成品(困難な場合は写真等)を提出してください。
- ② 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、名古屋市は一切の責任を負いません。
- ④ 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥ 使用者が、上記の警告に応じない場合は、承認の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦ 承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することはできません。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、名古屋市は一切の責任を負いません。
- ⑧ マスコットの適切な使用を図るため、使用の状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨ 昭和区マスコット使用規程は、必要に応じて変更することがあります。

昭和区マスコット使用変更承認書

年 月 日

(申請者) 様

名古屋市昭和区長 (氏 名)

年 月 日付けで変更申請のありました昭和区マスコットの使用について、変更を承認します。

なお、使用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- ① マスコットを、承認を受けた物件のデザインとして使用することができます。ただし、マスコットを用いた商品等への使用及び当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合は、承認番号(「名古屋市昭和区 ショウちゃん #●●●」又は「showa ward nagoya city shochan #●●●」)を、その商品、包装、広告等に必ず明示してください。また、完成品(困難な場合は写真等)を提出してください。
- ② 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、名古屋市は一切の責任を負いません。
- ④ 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥ 使用者が、上記の警告に応じない場合は、承認の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦ 承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することはできません。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、名古屋市は一切の責任を負いません。
- ⑧ マスコットの適切な使用を図るため、使用の状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨ 昭和区マスコット使用規程は、必要に応じて変更することがあります。

様式第7号

昭和区マスコット使用不承認通知書

年 月 日

(申込者／申請者) 様

名古屋市昭和区長 (氏 名)

年 月 日付けで申し込み／申請のありました昭和区マスコットの使用については、下記の理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

不承認の理由